

東日本大震災に伴うN○x・PM法の特例措置について

自動車N○x・PM法に対応するため、猶予期間が迫った自動車を保有するバス事業者等においては、当該排出基準を満たす自動車を調達する必要がありますが、東日本大震災により、自動車メーカーからの新車の供給が停滞していることから、調達に困難を來し、運行車両の不足等の影響が生じるおそれがあります。

このため、国土交通省では、自動車N○x・PM法の猶予期間を特例的に延期することとしました。

首都圏、愛知・三重圏・大阪・兵庫圏などN○x・PM対策地域内の自動車で、基準に定められた猶予期間の期限（自動車検査証の備考欄に記載された特定期日を初めて超えた有効期間満了日）が平成23年3月11日から同年9月30日の自動車については、以下のチェック項目をすべて満足すれば、継続検査を1回に限り受検して使用することが可能となりました。

<チェック1>

自動車検査証の有効期間満了日が、

「平成23年3月11日～平成23年9月30日」までか？

Yes

<チェック2> (ナンバーチェック)

対策地域内の自動車で、N○x・PM不適合により**有効期間の更新ができない自動車か？** (自動車検査証の備考欄を確認)

Yes

<チェック3>

**これから受ける継続検査の受検日（有効期間更新日）が、
平成23年4月26日～平成23年9月30日までか？**

Yes

平成23年9月30日まで継続検査による有効期間更新が可能

注意

すべてのチェック項目を満足しない自動車は、本特例の対象でないため、**有効期間の更新はできません。**

よって、山梨で継続して使用する場合は、先に転入（山梨ナンバーに）してから継続検査を受けていただくか、抹消して中古新規検査を受けていただくことになります。

【自動車検査独立行政法人山梨事務所よりお知らせ】

傾斜角度測定機故障のお知らせ

平素より検査法人の審査業務にご協力頂き誠に
ありがとうございます。

現在、当事務所の傾斜角度測定機が故障して
おり、復旧の目途がたっていない状況です。

傾斜角度測定の必要な車両は、実測証明書、
もしくは計算書の提出をお願いします。

上記の書類がないものにつきましては、近県
の検査法人事務所で傾斜角度測定検査を受けて
頂くこととなります。

受検者様におかれましてはご不便をお掛け致
しますがご協力宜しくお願ひ致します。

